## 規則

埼玉県 生活 環境保全条例施行 規則の 部を改正する規則をここに 公布する。

**令和三年十月二十九日** 

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第七十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する 埼 玉県生活環境保全条例施行規 則 (平成十三年埼玉県規 則第百号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を次

目次中「第百四条」を「第百三条」に改める。

第三十一条第三号中「、第百四条」を削る。

第百条 中 「様式第五十 -四号」  $\mathcal{O}$ 下に 「又は様式第五十五号」 を加える。

第百四条を削る。

部分、 及び様式第三十七号から様式第四十一号までの備考以外の部分中 様式第六号から様式第二十号までの備考以外 様式第一号、 様式第二十六号、 様式第二号から様式第四号 様式第二十七号から様式第三十三号まで の二までの 0 部分、 様式第二十五号の備考以外の 備考以外の 部 の備考以外の 分、 様式第五号、 を削る

産業規格 様式第四十三号中 に改め Ē を削 り、 同様式  $\mathcal{O}$ 備 考中  $\neg$ 田本 、産業規 · 格 B 4 | を  $\Box$ \*

式第四 · 四 号 から 様式第四 十九号までの 備考以  $\mathcal{O}$ 部分中 を削

改める。 4センチ 式第五 X 十号中 トル、 7 横3センチ って先」 を「治先」  $\times$ トル」 に、 に、 「絆、 「はり付ける」 強谷  $\omega$ 7, 4 を × [ 「貼り付ける」 トル」 を 「熊

様式第五十一号中「ヨコ」を削る。

上記の者は、 埼玉県生活環境保全条例第120条第 項の

様 式 第五 +兀 号 中 規定によ 5 立入検査等をす  $\mathcal{N}$ 考で HB.  $\mathcal{O}$ 1  $\wedge$ を証明す Š

... 月 日

を 戡 定に  $\vdash$ 뺍 者の一 ٦ り立入検査等をする j 埼玉県生活環境保全条例第120条第 辨 S H  $\mathcal{O}$ 1 とを証明する。 1項の に、  $\neg$  $\vdash$ 年間有

3) 」を「年 月 日温が水準」に改める。

年 月 日限り有効」

様式第五十五号を次のように改める。

(第1面)

第	号	-				
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書						
職	名				写	
氏	名				真	
生年月	日	年	月	日生		
	年	月	日交付			
	年	月	日限りす	有効		
埼玉県知事				印		

## (第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

William Company Compan					
該当の有無					

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」 を、有しない場合は「一」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改 正 前  $\mathcal{O}$ 埼 玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による

用紙は、当分の間、 所 要の調整をして使用することが できる。

(埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

二号)の一部を次のように改正する。

3

埼玉県地域機関事務

の委任及び決裁に関する規則

(昭和四十五年埼玉県

/規則第

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号委任事務の 54 を削る。